



知っておきたい相続税と贈与税の改正について

令和6年1月1日から相続税、贈与税のルールが変わります。

①暦年課税制度における「生前贈与加算」の対象期間延長・・・死亡前3年以内に故人から相続人が贈与を受けていた場合、相続人の相続税課税価格に贈与額を加算する規定。

⇒3年から7年に。ただし、延長4年間に受けた贈与についてはその合計額から100万円を控除した残りの金額が対象

②相続時精算課税制度の見直し・・・2,500万円まで無税で贈与することができ、超えた部分に一律20%が課税されます。

⇒今回の改正では、相続時精算課税に対しても毎年110万円の基礎控除が新たに創設。手続きが必要。暦年課税には戻せない。

○毎年110万円の控除内で贈与する方式、60歳以上の父母または祖父母などから、18歳以上の子または孫などに対し、財産を贈与した場合において選択できる資産の贈与方式と2パターンになっていますが、どちらも変更点があります。詳しく知りたい方は事務所まで。

コロナ感染に関する共済金請求は7月療養分までです

コロナ感染による見舞金の請求は7月31日までに陽性で療養を行った人、安静にした人の分で終わりになります。8月以降はコロナによって自宅療養した場合は入院見舞金の対象とならず、見舞金が出ませんので、ご注意ください。※7月になった分は請求はできます。

7月末が支払期限になる税金

対象になる人は忘れずに納付しましょう。※通知が来ているはず。

- ・所得税の予定納税 第1期分・・・前年の所得が15万円以上あった人
- ・固定資産税 第2期分・・・固定資産を所有する人

熱中症に気を付けましょう！民商でも先日、熱中症で労災申請の話が来ました。暑い中、休憩や水分補給が足りないと危険です。無理せず仕事しましょう。



新潟県母親大会
7月30日(日)
11時半～
クオーステン
参加者募集中！